

□ 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術
 (歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)及び6に掲げる手術

令和6年1月～令和6年12月

1. 区分1に分類される手術 実施件数

ア.頭蓋内腫瘍摘出術等	24
イ.黄斑下手術等	0
ウ.鼓室形成術等	0
エ.肺悪性腫瘍手術等	0
オ.経皮的カテーテル心筋焼灼術等	0

2. 区分2に分類される手術 実施件数

ア.靭帯断裂形成手術等	0
イ.水頭症手術等	3
ウ.鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	24
エ.尿道形成手術等	0
オ.角膜移植術	0
カ.肝切除術等	3
キ.子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

3. 区分3に分類される手術 実施件数

ア.上顎骨形成術等	0
イ.上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ.バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ.母指化手術等	0
オ.内反足手術等	0
カ.食道切除再建術等	0
キ.同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術 実施件数

腹腔鏡下手術、胸腔鏡下手術	224
---------------	-----

5. 区分5に分類される手術 実施件数

ア.人工関節置換術	0
イ.乳児外科施設基準対象手術	0
ウ.ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ.冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0
オ-1.経皮的冠動脈形成術	0
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	0
その他のもの	0
オ-2.経皮的冠動脈粥腫切除術	0
オ-3.経皮的冠動脈ステント留置術	0
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	0
その他のもの	0